

(別表 1)
事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

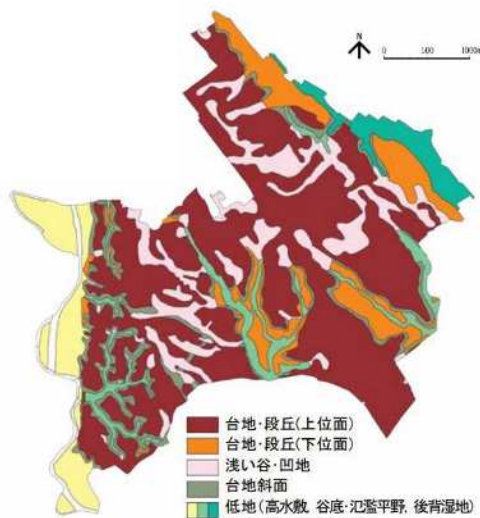
(1) 地域の災害リスク

①立地環境・人口等

北本市は埼玉県の中央部に位置し、面積は19.82km²、東西に6.4km、南北に6.8kmの広がりをもっている。都心から約45km圏に位置しており、周辺は北及び東は鴻巣市、南は桶川市、西は荒川を挟み吉見町、川島町に接している。

市域の多くは大宮台地の北西端部にあり、J R 高崎線の東西に市街地が形成されている。台地の東西には荒川や赤堀川の沖積低地が発達し、高尾・荒井付近には顕著な開析谷を見ることができる。

本市の地質は、全体的に荒川、元荒川の沖積土からなっており、北足立台地に属する台地で自然堆積したローム土は安定しており比較的大きな強度がある。台地と低地の境は、台地の側面が低地側へと下っている斜面で、台地面と同様に安定した地盤となっている場所もあるが、後背地から浸透してくる雨水や地下水の影響で軟弱土が分布する。また、人為的に造成されているため、場所によって盛土の厚さが異なるように地盤のバランスが悪くなっていることがある。谷底低地は、台地部が小さい河川などによって削られて形成された低地で、台地部の間に樹枝状に分布しており、非常に軟弱な地盤となっている。氾濫低地は、荒川流域に広く分布する標高の低い平坦面である。地下水位が高く、軟弱な粘土やシルトが厚く分布しているため、長期的な沈下（圧密沈下）が問題になっている場所が多い。



【人口】

当市の人口は、昭和 40 年代から 50 年代にかけて大幅に増加し、平成 7 年からは横ばいの状態が続いていたが、平成 17 年の 70,126 人をピークにその後は減少し、令和 5 年 1 月 1 日の時点では 65,751 人となっている。世帯数は、単独世帯や核家族世帯の増加により、一貫して増加傾向にあり、令和 5 年 1 月 1 日の時点で 30,308 世帯となっている。

②想定される災害リスク

【地震】

過去、当市に大きな被害をもたらした地震および被害状況は以下のとおりである。

地震名	年月日	マグニチュード	震源地域	北本市の被害の記録
関東地震 (関東大震災)	1923 年 (大正 12 年) 9 月 1 日	7.9	関東南部	石戸村では家屋の倒壊はなかったものの、死者 1 名が発生した。
西埼玉地震	1931 年 (昭和 6 年) 9 月 21 日	6.9	埼玉県 北部	中丸村において、半壊家屋が 1 戸、破損した家屋が 6 戸あった。石戸村では破損した家屋が 187 戸、負傷者 1 名が発生した。

東北地方太平洋 沖地震 (東日本大震 災)	2011 年 (平成 23 年) 3 月 11 日	9	三陸沖	北本市においても、震度 5 弱を記録、長時間の停電や帰宅困難者が発生し、さらには福島第 1 原発による事故の影響を受けた。
--------------------------------	------------------------------------	---	-----	---

(当市で今後発生が予測される地震災害の被害想定)

埼玉県が想定した 5 つの地震による本市の被害想定結果は次表のとおりである。このなかで、本市に最も大きな被害をもたらすと考えられるのは、「関東平野北西縁断層帯地震」であり、次に大きな被害をもたらすのは、県が防災対策の対象としている「東京湾北部地震」である。

項目	予測内容			単位	東京湾北部 地震	茨城県南部 地震	元禄型 関東地震	関東平野 北西縁 断層帯地震	立川断層帯 地震	
震度	最大震度			—	5 強	5 強	5 強	7	5 強	
液状化	高い地域		面積	km ²	0.032	0	0	1.166	0	
			面積率	%	0.3	0.0	0.0	8.0	0.0	
建物 被害	木 造	全壊 (揺れ＋液状化)	全壊棟数	棟	0	1	0	4,875	0	
			全壊率	%	0.00	0.04	0.00	18.52	0.00	
		半壊 (揺れ＋液状化)	半壊棟数	棟	8	4	0	3,942	0	
			半壊率	%	0.03	0.02	0.00	14.97	0.00	
	非 木 造	全壊 (揺れ＋液状化)	全壊棟数	棟	0	1	0	473	0	
			全壊率	%	0.00	0.00	0.00	1.79	0.00	
		半壊 (揺れ＋液状化)	半壊棟数	棟	1	1	0	891	0	
			半壊率	%	0.01	0.00	0.00	3.38	0.00	
	(急傾斜地崩壊)	全壊棟数	棟	0	0	0	1	0		
		全壊率	%	0.00	0.00	0.00	4.29	0.00		
	(急傾斜地崩壊)	半壊棟数	棟	0	0	0	2	0		
		半壊率	%	0.00	0.00	0.00	10.00	0.00		
	焼失	焼失棟数	棟	18	10	9	3,258	6		
		焼失率	%	0.08	0.04	0.04	14.12	0.03		
屋外 危険物	ブロック塀倒壊数			箇所	43	45	1	2,491	10	
	自動販売機倒壊数			箇所	0	0	0	31	0	
	落下物発生建物数			棟	0	0	0	4,257	0	
人的 被害	死者数			人	0	0	0	358	0	
	負傷者数			人	2	0	0	1,676	0	
	うち重傷者数			人	0	0	0	489	0	
ライフ ライン 被害	電気	停電 人口	直後	人	0	107	3	68,888	0	
			1 日後	人	55	46	27	56,227	18	
		停電率	直後	%	0.00	0.16	0.00	100.00	0.00	
			1 日後	%	0.08	0.07	0.04	81.62	0.03	
	電話	不通 回線	回線数	回線	15	8	7	3,667	5	
			不通率	%	0.06	0.04	0.03	16.03	0.02	
		携帯 電話	停電率	%	0.1	0.1	0.0	81.6	0.0	
			不通率	%	0.1	0.0	0.0	16.0	0.0	
	都市ガス	供給停止件数		件	0	0	0	21,632	0	
		供給停止率		%	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	
	上水道	断水人口（1 日後）			人	612	10	0	50,625	0
	下水道	機能支障人口			人	7,433	5,767	5,137	13,592	3,518
生活 支障	避難者	1 日後		人	51	32	23	24,155	16	
		1 週間後		人	92	33	23	26,491	16	
		1 か月後		人	51	32	23	28,994	16	
	避難所 避難者※	1 日後		人	31	19	14	14,493	9	
		1 週間後		人	46	16	12	13,245	8	
		1 か月後		人	15	10	7	8,698	5	
	帰宅困難者	平日		人	2,859	2,822	2,759	3,129	2,634	
		休日		人	2,621	2,521	2,570	2,915	2,453	
	住機能支障	応急仮設住宅等需要数			棟	6	4	3	2,720	2
その他	廃棄物	災害廃棄物		万ト	0.4	0.3	0.2	159.4	0.1	
				万 m ³	0.3	0.2	0.1	103.5	0.1	

【水害】

過去、当市域における主な水害履歴は以下のとおりである。

年 月 日	要 因	北本市の被害の記録
1910 年 (明治 43 年) 7 月 25 日～27 日	南東気流による大雨	石戸村で浸水
1910 年 (明治 43 年) 8 月 1 日～16 日	台風、前線などによる大雨	明治期最大の水害が発生。石戸村で破堤浸水
1947 年 (昭和 22 年) 9 月 14 日～15 日	カスリーン台風による大雨、洪水	北本宿村で死者 1 名、浸水 9 戸、田畑の冠水 117.6 町歩の被害発生
1999 年 (平成 11 年) 8 月 14 日～16 日	熱帯低気圧による大雨	降雨により朝日地内で浸水 5 戸、水田、畑 9.5ha の被害発生
2017 年 (平成 29 年) 10 月 23 日～24 日	台風 第 21 号による大雨	降雨により朝日地内で浸水 4 戸
2019 年 (令和元年) 10 月 12 日～13 日	台風 第 19 号による大雨	荒川の水位上昇により高尾地内及び石戸宿地内で浸水 7 戸

(当市で今後発生が予測される水害の被害想定)

当市では、国土交通省 が平成 28 年に公表した「荒川水系荒川洪水浸水想定区域図(想定最大規模)」を用いて「北本市洪水(内水)ハザードマップ」の見直しを行った。 荒川について指定・公表されている洪水浸水想定区域は、次のとおりである。



【感染症】

近年、新型コロナウイルスによる感染症が複数発生し、当市でも令和4年10月末現在で延べ8,879名が感染した。新型インフルエンザはこれまでも世界的に大きな流行を繰り返し、人々の生命・健康に重要な影響を与えてきた。新型コロナウイルスにおいても（再度）感染症の影響が拡大した場合、事業の継続に大きな支障をきたす可能性がある。

（２）商工業者の状況

①事業者数及び小規模事業者数

当会地区内における事業所数は1,957事業所となっており、従業者数は19,609人となっている。

業 種	事業所数	従業者数
農業、林業	4	34
建設業	200	1,140
製造業	158	3,806
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0
情報通信業	11	33
運輸業、郵便業	23	567
卸売業、小売業	475	4,656
金融業、保険業	27	399
不動産業、物品賃貸業	139	499
学術研究、専門・技術サービス業	70	271
宿泊業、飲食サービス業	228	2,342
生活関連サービス業、娯楽業	233	1,171
教育、学習支援業	87	645
医療、福祉	200	3,345
複合サービス事業	7	42
サービス業（他に分類されないもの）	95	659
合 計	1,957	19,609

②事業継続計画（BCP）及び事業継続力強化計画の策定状況

当会の調べでは令和4年9月末までにおいて、「事業継続力強化計画」の認定を受けた当市の事業者数は5者である。

事業継続計画（BCP）の策定事業者数については未調査であるが、全体的に低いと推測される。

（３）これまでの取り組み

①北本市の取り組み

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき北本市地域防災計画を策定。計画は、北本市の地域に係る災害に関し、北本市及び防災関係機関がその全機能を有効に発揮し、市民の協力のもとに災害予防・災害応急対策・災害復旧等の災害対策を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としている。

計画は、全4編（総則、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧復興計画）及び資料編で構成され、各種災害対策を実施している。

- ・北本市地域防災計画の策定
- ・北本市国土強靱化地域計画の策定

- ・北本市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- ・北本市防災マップの作成
- ・防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・備蓄倉庫の整備
- ・災害時における北本市災害用 Twitter ハッシュタグの活用
- ・防災行政無線の活用

②当会の取組み

【周知対応】

- ・県等主催等の事業継続計画（BCP）策定セミナーの周知と参加促進
- ・事業継続計画（BCP）、事業継続力強化計画に関する各種施策の周知

【策定対応】

- ・事業継続計画、事業継続力強化計画策定セミナーの開催

【保険対応】

- ・ビジネス総合保険（全国商工会連合会）の周知及び加入促進
- ・総合火災共済（埼玉県火災共済協同組合）の周知及び加入促進

【災害時対応】

- ・地区内事業者の被災状況収集及び関係機関への報告

【感染症対応】

- ・感染防止対策の周知、対応支援
- ・事業者に対する各種補助金、給付金等の情報提供
- ・経営指導員等による各種個別相談会の実施

II. 課題

当会や地区内事業者の自然災害・感染症リスク対策における課題は次の通りである。

（１）事業者の取組状況に関すること

- ①小規模事業者においては、災害リスクへの認識や災害時における情報収集手段、避難場所、事業者の責務等、事業継続に関する知識が充分ではない。
- ②防災や減災の取り組みを図る事業継続計画（BCP）および事業継続力強化計画を策定している事業者は一部に限られている。

（２）商工会の支援体制に関すること

- ①事業継続計画（BCP）、事業継続力強化計画の策定支援に対する取り組みは、国や県の施策普及の広報周知活動にとどまっており、事前対応の活動が十分とはいえない。
- ②職員の災害に関する平時・緊急時の対応（各種損害保険やBCP作成支援等）を推進するノウハウやスキルが不足している。
- ③職員間で情報や責任共有が十分に浸透しておらず、実際の災害発生時に機能しない懸念がある。

（３）外部との連携に関すること（行政・損害保険会社等）

- ①被災からの早期の復旧・復興を行い、経済的被害を最小限にとどめるためには、当会と北本市の間における緊急時のより具体的な取組みや協力体制等の構築が必要である。
- ②災害時対応やリスク軽減対策のためのBCP策定・保険等の加入促進に対する助言を行える職員が不足しているため、県や外部機関とも連携した支援を強化する必要がある。

(4) 感染症対策に関すること

- ①地区内事業者に対して予防接種の推奨、手洗いの徹底、出社のルール作り、感染拡大時に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の周知など状況に応じた支援を強化する必要がある。

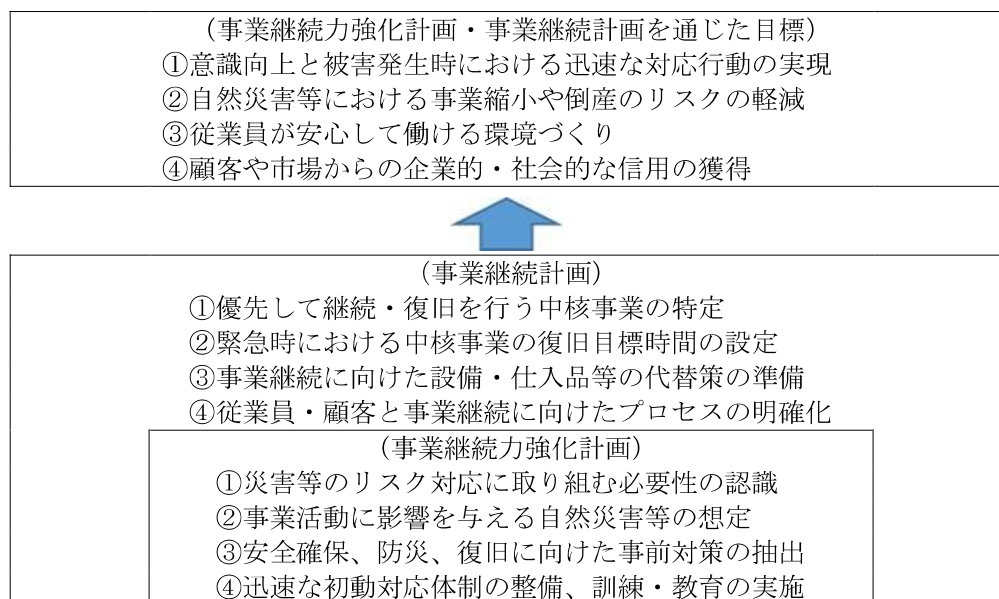
Ⅲ. 目標

目標は次の4項目とする。

北本市地域防災計画を踏まえた当会の事業継続力強化支援計画を策定し、北本市と北本市商工会が一体となり、地区内事業者の自然災害等に対する事前対策や発生後の速やかな復旧を目指した取り組みを実施する。

(1) 事業継続力強化面での目標

- ①地区内事業者に対し、災害リスクや感染症等リスクを認識させ、BCP策定の必要性を周知する。
②地区内事業者に対し、「事業継続計画（BCP）」「事業継続力強化計画」策定の支援を行う。
③BCPの策定支援を行った地区内事業者に対しフォローアップを行い、環境の変化に応じて計画のPDCAサイクルを回す。



(2) 災害発災・発生後の被害状況の把握や応急復旧活動面での目標

- ①災害発生時における連絡体制を円滑に行うため、当会と北本市との間における被害情報確認・報告ルートを構築する。
②災害発生後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、その他の関係機関（埼玉県商工会連合会、埼玉県火災共済連合会、損害保険会社）との連携体制を平時から構築する。

(3) 感染症発生時の被害状況の把握や感染拡大防止面での目標

- ①感染症の国内感染拡大期、地区内感染拡大期には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における連絡・支援体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

（４）当会における支援体制面での目標

- ①各種研修会に当会職員を派遣し、各種損害保険や事業継続計画（BCP）・事業継続力強化計画の策定等を推進するための知識やノウハウの習得を通じて資質の向上を図る。
- ②当会策定の「事業継続計画（BCP）」の全職員での共有と計画に基づく行動確認や訓練を実施する。
- ③当会が果たすべき役割や行動計画を災害発生直後、災害発生後、復旧に向けた時期に分けて整理し、対応事項や手順などを危機管理マニュアルとして作成し、災害発生時の早期業務復旧の体制作りを行う。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

I. 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和5年10月1日～令和10年3月31日）

II. 事業継続力強化支援事業の内容

1. 事前の対策

（1）小規模事業者に対する災害リスクの周知及び計画策定支援

①小規模事業者のリスク把握・周知

- ・当会職員による巡回や窓口指導時に北本市ハザードマップ等を用いて、事業所立地場所の自然災害等の発生リスク及びその影響を軽減するための取組や対策について説明する。

②リスク対策の広報周知

- ・リスクファイナンス対策として、リスク軽減のための損害保険等（自然災害の損害補償や感染症特約付き休業補償など）の概要等を紹介する。

③事業継続計画・事業継続力強化計画の策定支援

- ・専門家を招聘し、「事業継続計画（BCP）」、中小企業等経営力強化法に基づく「事業継続力強化計画」の策定に関するセミナーや個別相談会を開催する。
- ・セミナーや個別相談会に出席した地区内事業者に対して専門家を派遣し、「事業継続計画（BCP）」「事業継続力強化計画」の策定に向けた支援を行う。

④感染症リスクへの対策・環境整備支援

- ・業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。
- ・当会においてもWeb会議や交代勤務（在宅勤務）の導入に向けて、必要な機器や通信環境等を整備する。

⑤当会職員の支援スキルの向上

- ・事業者のBCP策定支援、保険や共済の重要性について助言する知識やノウハウの向上を図るため、各種研修会へ当会職員を派遣する。

⑥防災備品の備蓄

- ・自然災害等による被害に備えて、可能な範囲内で防災備品や食料等を購入し、備蓄する。
- ・同様に感染症の対策用品（消毒液やマスク等）を購入し、備蓄する。

（2）商工会自身の事業継続計画の作成

令和8年3月までに当会の「事業継続計画（BCP）」を策定する。

（3）行政・関係団体等との連携

- ①損害保険会社等と連携し、地区内事業者を対象に災害リスクに備えた損害保険制度の説明会や個別相談会を開催する。
- ②当会と北本市の行政懇談会や埼玉県商工会連合会、県央地域商工団体連絡会議での会合時などに各機関の取組状況等の情報交換を行い、効果的な支援策等を習得し、取り入れを図る。

（4）フォローアップ

- ①地区内事業者の事業継続計画（BCP）及び事業継続力強化計画の進捗について、当会職員が巡回や窓口等で確認し、改善や見直しが必要な場合には専門家を交えるなどしてフォローを行う。

(5) 当該計画に係る訓練の実施

- ①地震等の自然災害発生を想定して、当会と北本市産業観光課との連絡ルートが迅速に機能するかの確認を行う。
- ②当会職員の安否確認、避難訓練の他、地区内事業者の被害状況の確認などの訓練を行う。
- ③災害や感染症等の影響により、当会職員の欠勤が起こりうるため、全職員の多能工化やデータによる可視化を推進する。

2. 発生後の対策

自然災害等の発生時には、自分自身の安全確保を第一とする。身の安全が確保された上で、人命救助を最優先に取り組み、続いて下記の手順により地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡・情報共有を行う。

(1) 応急対策の実施可否の確認

- ①発災後直ちに LINE ワークス及び商工会災害システムを活用して、職員の安否確認及び被害状況の把握を行う。その際には、家族の安否確認も行うほか、業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）を情報収集し、埼玉県商工会連合会に報告する。
- ②国内感染症発生後には、職員の体調確認を行うとともに、備品の消毒、職員の手洗いやうがい等の徹底を行う。
- ③感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、埼玉県の対処方針に基づき当会による感染症対策を行う。

(2) 応急対策の方針決定

【大規模自然災害】

- ①被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ②地震、火災、暴風、豪雨等による被害が発生し、命の危険を感じると職員自身が判断した場合は、出勤せず職員自身がまず安全確保を行い、警報解除後に安全確認を行った上で出勤する。
- ③職員全員が被災するなど応急対策ができない場合は、埼玉県商工会連合会にも応援要請をして役割分担を決める。
- ④大まかな被害状況を速やかに確認し、その状況を北本市および埼玉県商工会連合会等の関係機関と速やかに情報共有を行い、以下の応急対策を実施する。

(被害規模の目安は以下を想定)

被害規模	被害の状況	応急対策の方針
大規模な被害がある	・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。	・自身の安全を確保 ・地域被災者の人命救助への協力 ・被害状況の把握および報告 ・（特別）相談窓口の設置および応急支援業務の実施

被害がある	・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。	・被害状況の把握および報告 ・地域災害対策への協力 ・（特別）相談窓口の設置および応急支援業務の実施
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。	・特別な対応なし

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

⑤北本市及び埼玉県商工会連合会に以下の間隔で被害状況等を報告する。

時期	交換頻度
発生後～2週間	1日に1回程度共有する。 ※必要に応じて追加する
3週間～1ヶ月	1週間に2回程度共有する。
1ヶ月以降	新たな被害が判明した時点で共有する。

※連絡は、電話・FAX・メール、携帯等を用いて行う。ただし、通常の連絡手段が使えない場合には当会が市役所を訪問し、直接被害情報等を報告する。

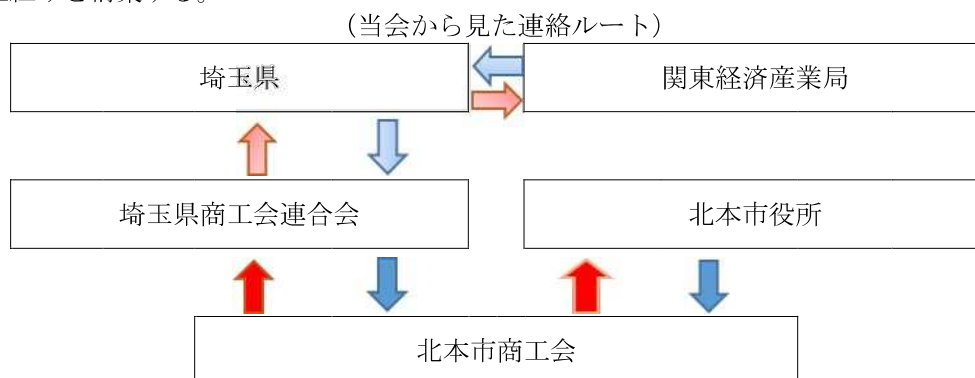
※埼玉県商工会連合会等の関係機関には、適時被害状況等を報告する。報告には全国商工会連合会の商工会災害システムも活用する。

【脅威となる感染症】

- ①「北本市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務（在宅勤務）を導入するなど体制維持に向けた対策を実施する。
- ②当会職員のいずれかが感染した場合は、保健所や県等の指示に従うものとし、場合によっては事務所を閉鎖する。
- ③職員全員が感染するなど応急対策ができない場合は、埼玉県商工会連合会にも応援要請をして役割分担を決める。

（３）発災時における指示命令系統・連絡体制

- ①自然災害等発生時に、地区内事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。



- ②北本市からの要請等に基づき、被災地域において二次被害を防止するための諸活動を実施する。
- ③被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ設定しておく。なお、国や県から指示があった場合は、その指示に基づいて算定する。

- ④当会が収集した情報を埼玉県が指定する方法にて埼玉県商工会連合会・埼玉県に報告する。
- ⑤感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、埼玉県商工会連合会・埼玉県に報告する。

（４）応急対策時の地区内事業者に対する支援

- ①状況に応じて、当会は相談窓口または特別相談窓口を設置する。
- ②相談窓口または特別相談窓口は、安全性が確認された場所に設置する。
- ③相談窓口・特別相談窓口においては、金融支援、共済・保険手続き支援、労務支援、税務支援、被災事業者施策支援、支援策要望を優先的に実施する。
- ④地区内事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ⑤応急時に有効な被災事業者施策（国、県、市等の施策）について、地区内事業者等へ周知及び説明を行う。
- ⑥感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある地区内事業者を対象とした支援策の提供や相談窓口の開設等を行う。

（５）地区内事業者に対する復興支援

- ①国・埼玉県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災事業者に対して支援を行う。
- ②被災事業者に各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きを受ける場合に必要な「罹災証明書」について周知し、取得を促す。
- ③被害規模が大きく、当会職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を埼玉県商工会連合会等に相談する。
- ④事業再建計画の策定を支援する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県に報告する。

<参考文献および資料>

- ・北本市地域防災計画
- ・平成 28 年「経済センサス」活動調査

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(2023 年 1 月現在)	
(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）	
北本市商工会 事務局長 北本市商工会 (本部) 法定経営指導員 北本市役所 市民経済部長 北本市役所 産業観光課 北本市役所 くらし安全課	
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
①当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 田口 裕子 齊藤 伸吾 正田 博司（連絡先は後述（3）①参照）	
②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度等） ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う ・本計画の具体的な取組の企画や実行 ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1 年に 1 回以上）	
(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先	
①商工会／商工会議所 北本市商工会 〒364-0002 埼玉県北本市宮内 7-148 TEL：048-591-4461 / FAX：048-591-4043 E-mail：info@kitamoto-sci.jp	
②関係市町村 北本市役所 産業観光課 〒364-8633 埼玉県北本市本町 1-111 TEL：048-594-5530 / FAX：048-592-5997 E-mail：a03100@city.kitamoto.lg.jp	

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	250	250	250	250	250
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ 周知活動費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、北本市補助金、埼玉県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
連携して実施する事業の内容	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携して事業を実施する者の役割	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携体制図等	
①	
②	
③	